

地域計画について

佐賀県農業経営課



農業構造の将来の見通し

基幹的農業従事者数は今後どうなる？



出典：＜全国＞農林水産省「農林業センサス」より全中推計
＜佐賀＞農林水産省「農林業センサス」より県推計
基幹的農業従事者：15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者



現在の農地を維持するには？

集落数:1,931集落、耕地面積:約5万ha →1集落で約25haを守っている



現在の農地(25ha)を維持するには、この人数で守っていくことになる

出典：＜集落数＞農林水産省「2020年度農林業センサス」より
＜耕地面積＞農林水産省「2022年度面積調査」より

私たちは何をすべきか？

すべきことは3点

①守るべき農地はどこなのか

全部は守れないため、守る農地をゾーニングする

→個人、地域での検討が中心になる

②守るべき農地を少なくなる人員でどのようにして守るのか

効率を上げるため、農地の集約化を進める

→関係機関(市町・農業委員会・JA・土地改良区・農業公社・県等)の役割が大きい

③守るべき農地の担い手をどのようにして確保するのか

企業・法人も含め、地域内外から幅広く受け手を見つける

→関係機関(市町・農業委員会・JA・土地改良区・農業公社・県等)の役割が大きい

人口減少を見据え、**今**から

地域における**“将来の姿”**について話し合うことが重要

＝ 「地域計画」

地域計画とは

地域農業の設計図

「これから先、誰がどこ（誰）の農地を担っていくのか？」
地域で協議し、将来の農地利用の在り方の方針を定めるもの

地域計画

将来どのような地域農業を目指すかを
示す「**計画書**」

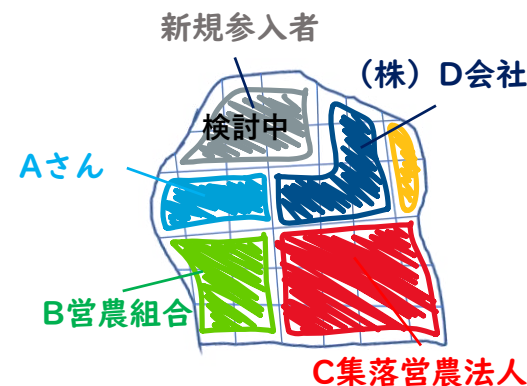
- ・効率化を図るために各担い手ごとに農地をまとめていこう！
- ・地域に担い手がいないので新規就農者や新規参入者等呼び込もう！
など



+

農地一筆ごとに利用者を明確化した
「**目標地図**」

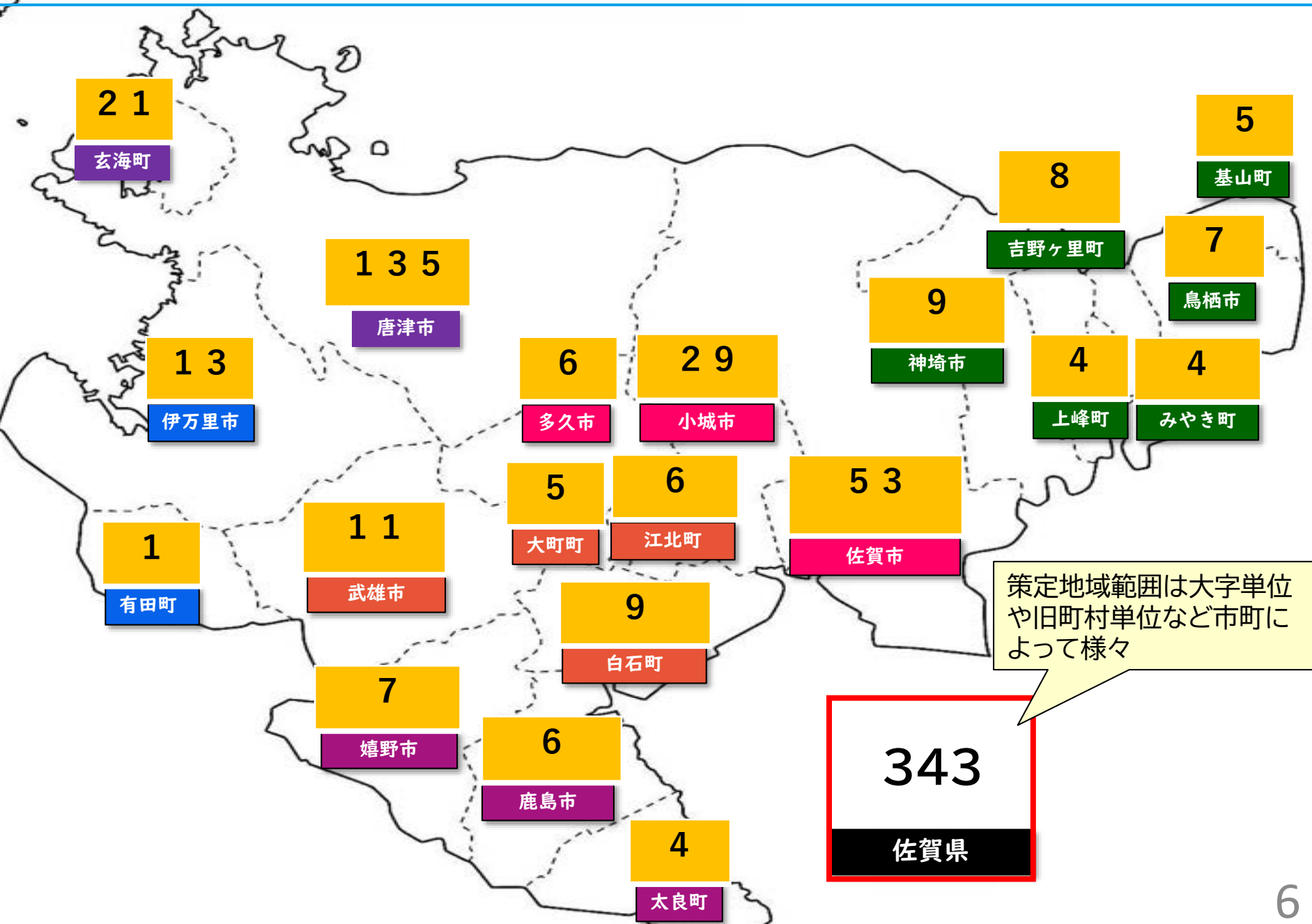
守っていく農地の範囲やこのままでは維持困難な農地を明確化しながら、将来、誰がどこの農地を利用するかを耕作者ごとに地図上に表示



農業経営基盤強化促進法の一部改正（R5.4.1施行）により・・・

‘将来の地域農業の在り方を示す「**地域計画**」を策定すること’が法律に定められました（※R7.3月までに策定）

佐賀県における地域計画の策定状況



佐賀県における地域計画の策定状況

- 令和7年3月末時点の地域計画の策定状況は、**224市町村、3,522地区**。策定を予定していた地区の**99%**で策定。
- 目標地図に将来の受け手が位置付けられていない農地面積は**15万ha**で、計画区域内の農用地等面積の約**3割**。長崎県、宮崎県では約2割となっている一方、大分県では約5割が将来の受け手が位置付けられていない状況。

項 目	令和7年							九州計
	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	
策定市町村数（市町村）	52	20	21	45	17	26	43	224
策定された地域計画数（地区）	425	343	416	414	473	791	660	3,522
（参考：策定予定数）	430	343	425	420	473	791	660	3542
地域計画区域内の農用地等面積（万ha）	6.7	5.2	4.1	10.8	5.2	5.4	9.6	47.0
うち目標地図に位置付けられた農業者の10年後の経営面積	4.5 (68%)	4.3 (84%)	3.3 (81%)	7.5 (69%)	2.5 (48%)	4.1 (76%)	6.1 (64%)	32.4 (69%)
うち将来の受け手が位置付けられていない農地面積	2.2 (32%)	0.8 (16%)	0.8 (19%)	3.3 (31%)	2.7 (52%)	1.3 (24%)	3.5 (36%)	14.6 (31%)

約8千haの農地で将来の受け手が位置付けられていない。

策定した地域計画のブラッシュアップ

策定した地域計画をブラッシュアップしましょう

策定した地域計画は、その実現に向けて話し合いを継続し、具体的に取り組を開始する地域がある一方で、話し合いが十分に行えずに道半ばの地域計画を策定した地域も多いのではないのでしょうか。

そのため、次のような視点で地域計画を振り返り、話し合いを継続して、目指すべき地域農業を具体化しましょう。

振り返りの視点



地域計画のブラッシュアップにおける農業委員会の役割

- **農業委員会**は、地域の農業者と密接な関係を有し、農用地の利用の意向等を随時把握していることから、法律上も、市町村の求めに応じて**目標地図の素案を作成（ブラッシュアップにおいても同様）**。
- このため、農業委員会の**具体的な役割等を改めて明確化し、目標地図のブラッシュアップに向けて主体的に活動**できるよう**通知を発出**。併せて、市町村など関係機関に対しても、地域計画のブラッシュアップの推進について通知を発出。

【通知（各農業委員長宛）のポイント】

第1 地域計画のブラッシュアップに向けた役割と取組例

1 農地所有者等の意向把握と現況地図の作成・更新

農業委員会は、農地の出し手と受け手の意向把握を十分に行い、当該意向を踏まえた現況地図を作成して市町村等の関係機関に情報共有するとともに、協議の場での意見交換に活用。

2 協議の場における具体的な取組

農業委員会は、協議の場において、1により作成した現況地図を用いて協議し、その結果を目標地図の素案に反映。

また、より多くの関係者の参加を促すための声掛け等も積極的に実施。

3 目標地図の素案の更新・提出等

農業委員会は、把握した意向や協議の場での検討を踏まえて目標地図の素案を更新し、市町村に提出。この際、業務の効率化に向け、目標地図のデジタル地図化に努める。

4 地域計画の実現のための取組

農業委員会は、農地の集約化に向けた土地利用調整を行い、農地中間管理機構への利用権の設定等を促進。この際、地域内の担い手が不足している場合の受入れや、所有者不明農地の活用等を実施。

第2 国の支援策

国は、農業委員会サポートシステム及び農地利用最適化交付金の積極的な活用を促し、農業委員会の活動を支援。

38 地域計画の実現に向けた支援

令和8年度予算概算決定額 52,687百万円(前年度 -)
(令和7年度補正予算額 93,619百万円)

<対策のポイント>

全国約1万9千地区で策定されている地域計画について、農地の適正利用の確保までは話し合いを進めることができなかった地域が見受けられることから、見直しを進めて完成度を高めつつ、その実現に向けて取組を後押しします。

<事業の全体像>



[お問い合わせ先] 経営局農地政策課 (03-6744-2149)

(参考) 地域計画の変更手続き

協議について

開催方法

地域計画を変更するためには、農業関係者が変更内容について協議することが必要ですが、書面やHPでの意見募集により、簡素な開催方法をとることもできます。(次ページ参照)

協議する内容に応じて、開催方法を変更することも可能です。どのような内容の場合に簡易な開催方法で協議をするか、あらかじめ地域で協議の上、ルール化しましょう。

また、協議の場は、市町村が開催することが基本ですが、地域の実状に応じて、地域や農業関係機関主導により、柔軟に開催することや、地域全体の土地の管理構想などの農業外の各施策と連携して一体的に取り組むこともできます。その場合、市町村にあらかじめ場所、日時などを口頭やメール、書面など報告するとともに、その概要を取りまとめて、HP等で公表するようにしましょう。

【基本的な開催方法】 対面開催・オンライン開催

- 年1回以上の定期開催や随時開催の日程等をHPや広報で幅広く周知し、できる限り地域の関係者を参集
- 担い手の代表者のみによる協議など、参加者が限定的な場合は、ウェブ会議やトークアプリを活用したオンライン開催も可能
- 対面・オンライン開催を併用するなど、柔軟な運用も可能



オンライン開催も可能

【簡易な開催方法】 書面・HP開催

- 回覧や広報誌への回答方式や、HP上のパブリックコメントなどで随時開催
- 一定の回答期間を設けることで、事前に協議開催通知があったものとみなす



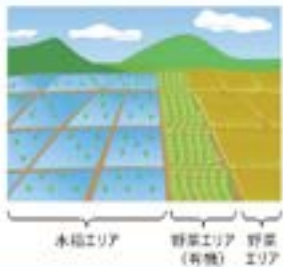
※1 協議をした結果は、その概要を取りまとめ、HP等で公表するようにしましょう。

※2 国土交通省では、農地に限らず、地域の目指すべき将来像を見据えた上で、優先的に維持したい土地や、将来的に利用を継続する必要が無い土地などについて考える「管理構想」を推進。

（参考）地域計画の変更手続き

地域計画の変更

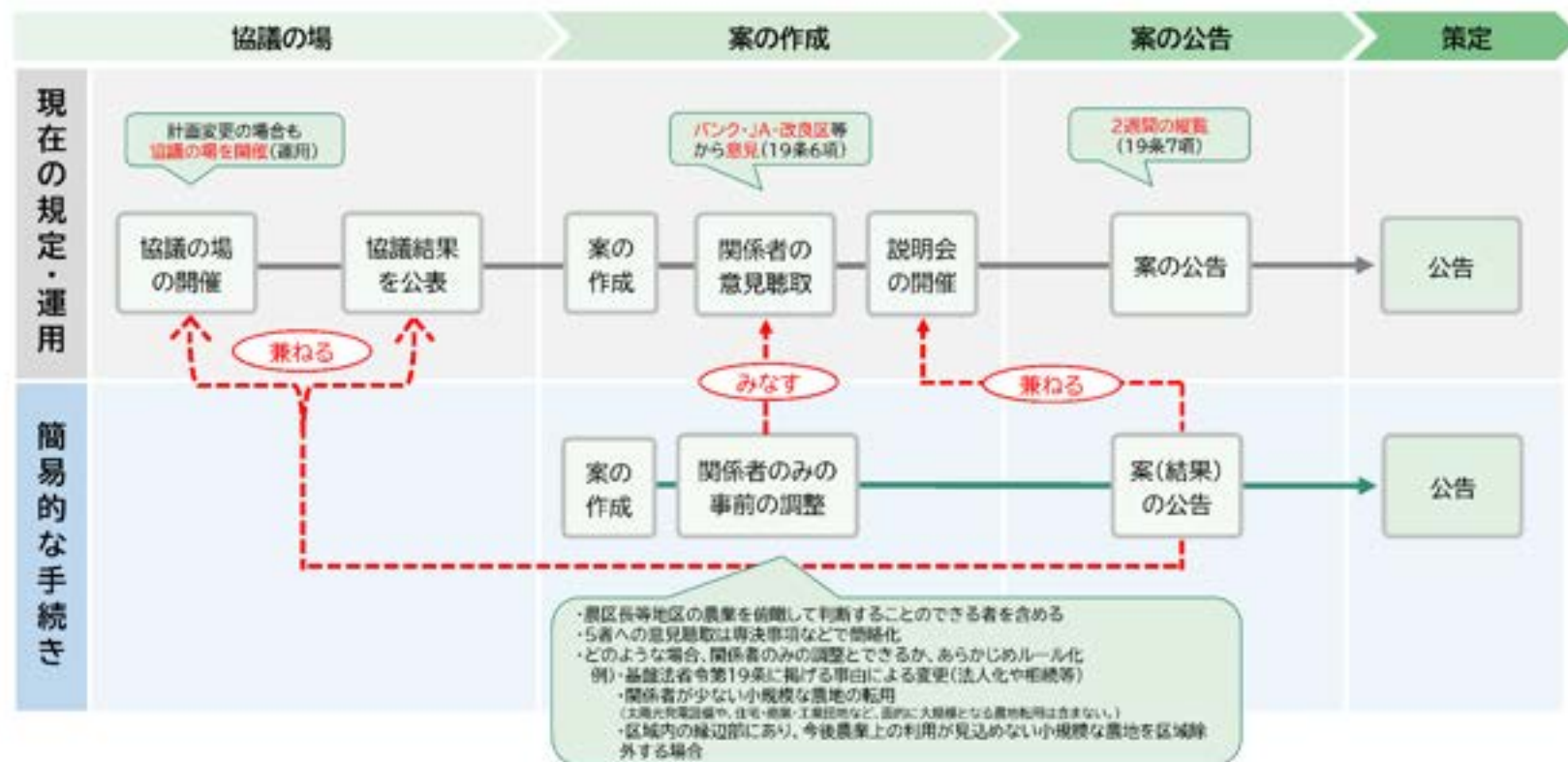
- 地域計画は、以下のような場合に変更する必要があります。
- 変更した地域計画をインターネットに掲載する場合は、地域の皆様や地域外から参入を希望する方が閲覧しやすいよう、市町村のホームページに地域計画専用のページを設け、情報をまとめるなどの工夫をすることが効果的です。

農業上の利用 (事後の変更可)	地域の農業の将来の在り方等 ・ 地域計画の特例(基盤法第22条の3)の活用及び変更 ・ 区域や目標、必要な措置等の必須項目の変更 例: ①担い手に対する農用地の集積に関する目標等の変更 ②区域の農用地等面積の増減(区域の変更) 農業を担う者 ・ 新たに担い手や参入企業などを目標地図に位置付け  目標地図に位置付けられていない者が一時的に耕作する場合は、変更不要 農業用施設 ・ 農業用施設用地を新たに目標地図に位置付け	目標集積率 40% → 目標集積率 100%   
	軽微な変更 ・ 地域の名称や地番、法人化、相続により生じた変更 ・ 実質的な変更を伴わない変更 例: ①作物や有機農業エリア設定などの農地利用方針の変更 ②任意記載事項の変更 ③基盤整備や地籍調査による面積変更 ④田畑転換 ⑤経営規模が変わらない個人経営体の法人化 など  地域計画案の意見聴取・公告を省略可能	
農業外の利用 (事前の変更要)	農地の転用 ・ 農家住宅等に供するための転用(道路等の公共用地を除く)  農振除外・転用許可手続の前に地域計画を変更 ※ 一時転用の場合は変更不要 ※ 農地法第4条第1項ただし書き各号、農地法第5条第1項ただし書き各号に該当する場合は事後の変更可	

(参考) 地域計画の変更手続き

地域計画を簡易的に変更する手続き

- 以下のように地域計画を変更する場合には、協議の場の開催を、2週間の地域計画案の縦覧・公告で兼ねることができます。
- ① 地域農業の将来の在り方に影響が軽微な事案について、地域計画を変更する場合、関係者の事前調整をもって、関係者の意見聴取を行ったものとみなす。ただし、農区長等地区の農業を俯瞰して判断することのできる者を含めて事前調整を行い、5者への意見聴取は専決事項とするなどあらかじめルール化を行うこと。
 - ② この場合、地域計画の変更に必要な地域の協議の場の開催を、2週間の地域計画案の縦覧・公告で兼ねることができる。



地域計画の充実・実現に係る佐賀県取組方針

「地域計画の充実・実現に係る佐賀県取組方針」の概要

5つの取組内容

1 充実・実現に向けた推進体制の整備

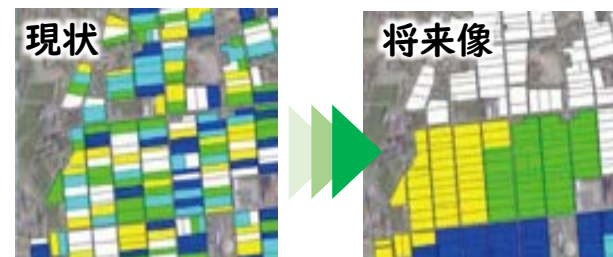
- ・市町は、農業委員会、農業公社、J A、土地改良区等の関係機関と地域計画の充実・実現に向けた協議を行うとともに、これら関係機関と一体となって推進体制の整備に取り組む
- ・各関係機関の担当者は、管内市町の要請に基づき、協議の場に参画し、それぞれの専門性を活かして地域計画の実行が順調に進むよう積極的に支援する

2 地域計画のブラッシュアップ・実行

- ・市町段階の関係機関は、**耕作者及び地権者等の更なる意向把握**を進め、将来の農地利用の姿を明らかにするため、年1回以上の地域の話合いをベースに、地域計画のブラッシュアップを進め、実行支援をしていく

3 農地集約実践地区の選定・実行

- ・市町段階の関係機関は、地域の状況に合わせた**農地の集約化**を進め、まとまった農地の形に近づくよう努めるものとする。特に、県は、県内3つ以上の農地の集約を実践する地区を選定し、強力に農地の集約化を進めていく



4 地域内外から農地の受け手の幅広い確保

- ・関係機関は、親元就農や定年退職後の就農等による担い手の確保、地域内の後継者育成を支援する
- ・J Aや市町、県等の関係機関は、集落営農組織の法人化と併せ、協業管理方式への段階的な転換等を支援する
- ・県（企業・法人参入推進チーム）と市町段階の関係機関は、地域から受入の意向があれば、候補地を選定し、**企業・法人と農地のマッチング**を調整し、参入した企業・法人が地域に定着・拡大できるよう支援する

5 広域での意見交換会や勉強会等の実施

- ・県は、課題解決に向けた支援や広域での意見交換会等を実施することで、各関係機関担当者の知識向上と県域での連携を図り、地域計画の実行を加速化させる

1 農地集約の加速化

- ✓ 県内全市町での農地集約イメージマップ（集約マップ）の策定を支援
- ✓ 農業振興C単位に農地集約タスクフォースを設置
- ✓ 農地集約に向けた交渉を行う農地のつなぎ手支援員を設置
- ✓ 協力金交付により農地集約を後押し



2 企業参入の加速化

- ✓ 「Open Farmland」の開催地の拡大
（3か所以上／各農業振興Cのまとまった農地を確保）
- ✓ 企業誘致補助金の農業版（農業参入奨励金）の創設



専門チーム設置による農地集約の加速化→大区画化へ

体制強化 (R8～)

- 農地集約の**専門チーム(タスクフォース)**を設置。
- 重点振興センターには、**農地のつなぎ手支援員**を配置。
(杵島、佐城を想定)
- 出し手への**集約協力金**を活用し、農地の交換を地権者と交渉



STEP①

農地集約タスクフォースが集約を進める地区を選定。

STEP②

農地集約マップの作成

※集約マップ:担い手等の共通認識のもと、主要な担い手ごとに、将来集約・拡大したい耕作エリアを設定した地図

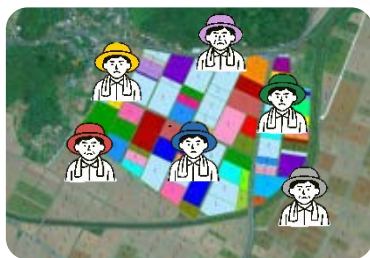
STEP③

農地のつなぎ手支援員が中心となって地権者と交渉

担い手への農地の集約
効率的な営農、規模拡大を実現



現在



- 耕作者が複数
- 農地が点在



数年後のイメージ(農地集約 ⇒ 大区画化)



事業創設による農地集約の加速化 ～農地集約加速化事業～

目 的

農業者の高齢化や減少が急速に進む中、少ない農業者でこれからの地域農業・農地を守っていくには、農地を集約化し、効率的な農業経営を行っていくことが重要。昨年度、地域の将来の農業の在り方や農地利用の目標を定めた「地域計画」が県内全市町で策定されたが、多くの地域計画では農地集約化の具体的なビジョンが描けていない状況。

また、さが園芸888運動における産出額目標の達成に向けては、たまねぎ等の露地野菜の産地拡大がカギとなっており、そのためには農地の集約化・大区画化による生産者の規模拡大が重要。

このため、佐賀県独自の新たな手法として、担い手ごとの耕作エリアを定めた「農地集約イメージマップ」(通称:集約マップ)の作成支援や農地交渉の専門チームの設置、集約マップに基づき集約を行った農地の出し手への協力金の交付といった取組を試行的に実施し、その効果を実証する。

事業内容

区 分	内 容	事業実施主体	補助率等	予算額
①農地集約の取組拡大に向けた体制整備	農地交渉の専門チームを設置し、その取組効果を実証	県	—	11,016千円
②集約マップ策定支援事業	集約マップの作成に係る事務経費に対する補助	市町	定額 (上限1,000千円)	1,700千円
③農地利用効率化協力金交付事業	集約マップに位置付けられた受け手に農地が権利移動した場合に、出し手に協力金を交付	地権者 現耕作者	50千円/10a	16,000千円

農地集約の手順



企業・法人の農業参入を推進する目的

将来、担い手の確保が見込めない農地を農地として守るために、
その手段として新たな担い手（企業・法人）の農業参入を推進しています。

1. 地域・集落で守る

“担い手”が“地域”で地域の農業を継続する



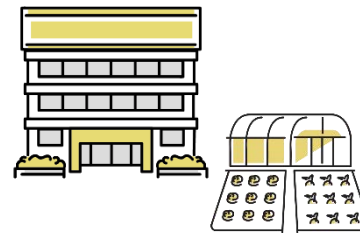
2. 産地で守る

“産地”で“担い手”を育てる（トレーニングファーム等）



3. 新たな担い手の参入

“企業・法人”と“農地情報”をマッチング



農地を守る × 企業・法人参入

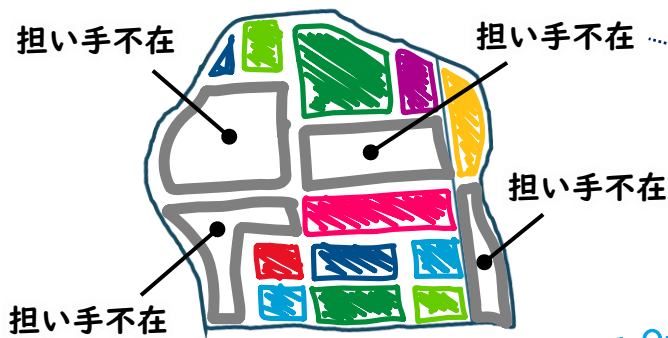
目的

手段

※ 優先

最後の一手

「Open Farmland in Saga !」の取組拡大



農地集約タスクフォースの活動により、
「担い手不在農地」があらわになると推測



そこで!

令和8年度以降は、
農地見学会「Open Farmland」の
開催地区を増やします!

企業に売り込む
(市町→企業)



Open Farmland ! とは

学校等で校舎を開放して行われる「オープンキャンパス」を農地でもやってみようと
佐賀県独自の取組として、令和6年度から開催しています。

令和6年度

第1弾として、多久市で開催しました。

参入・規模拡大を希望する企業10社に、
板屋地区、宿地区、瓦川地地区の合計32.7haの農地を
実際に見てもらい、地域と企業とのマッチングを進めた結果、
1社の参入が決定しました!

また、参加した企業1社が唐津市でのマッチングを希望され、
上場エリアで規模拡大されました!

令和7年度

効果は着実に出ています! /

第2弾として、嬉野市、唐津市、みやき町で開催し、
参入・規模拡大を希望する企業21社が参加されました。
現在、嬉野市で5社、みやき町で3社が
マッチングに向けて調整を進めています。

第3弾として3月に、佐賀市、有田町、玄海町で
参入・規模拡大を希望する企業11社が参加されました。



令和8年度

参入候補への徹底営業(本命攻略)

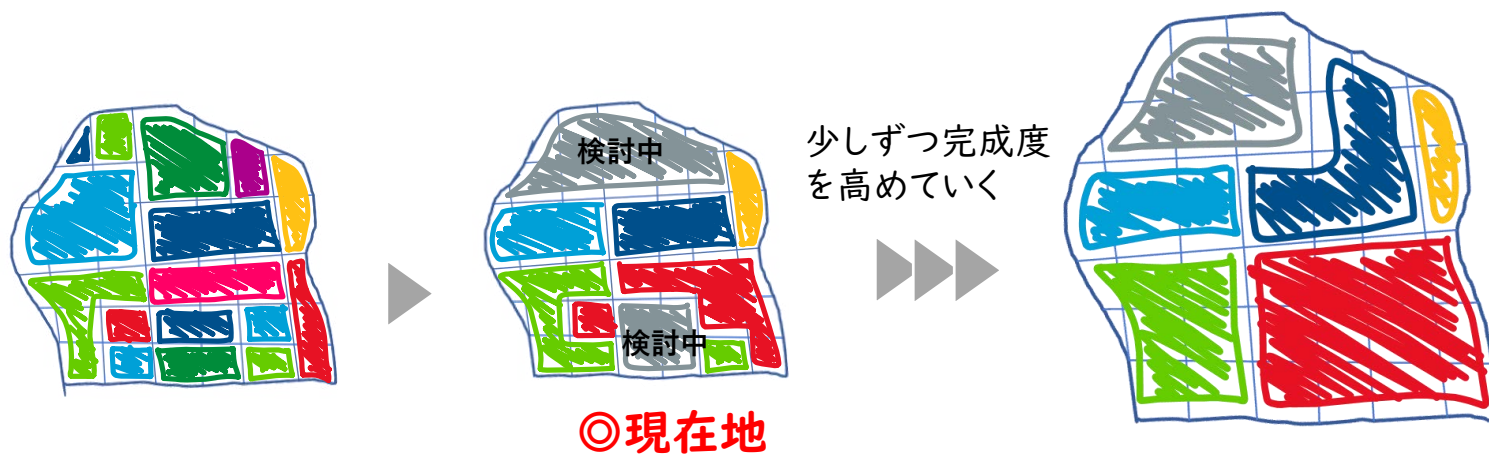
- ・ Open Farmland 開催地の拡大
(3か所以上/各振興センター)
- ・ 企業誘致補助金の農業版 (企業参入奨励金)
の活用

担い手不在農地の情報を
得るためには、皆様の協力が
不可欠です。農地情報の
提供をお願いいたします。



連携して進めましょう!

地域計画の策定はゴールではなく、**スタート**。
策定後も**話し合いを継続し、実行**に移していきましょう。



現況地図

目標地図 ※いったん完成

最終的な理想形